

受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書

喫煙が健康障害をもたらすことは、すでに世界的・医学的にも立証されています。さらに、受動喫煙については、タバコを吸わない人が健康障害を被ることになるため、社会的な対策が求められています。このことは、平成15年に施行された健康増進法にも述べられています。

世界的には、国際オリンピック委員会（ＩＯＣ）と世界保健機構（ＷＨＯ）が「たばこのないオリンピックをめざす合意文書」に調印した2010年以来、オリンピックの会場のみならず、飲食店を含む屋内施設の全面禁煙が慣例となりました。

2008年の北京、2010年のバンクーバー、2012年のロンドン、2014年のソチ、そして今年のリオデジャネイロでも、国あるいは都市による受動喫煙防止法を整備した上での全面禁煙となりました。

しかし、オリンピックを2020年に控えた東京都では、いまだ受動喫煙を防止するための条例が出来ていません。このままでは、屋内全面禁煙があたりまえとなった国々から参加する選手団や観光客に、受動喫煙で不快な思いをさせることになります。

東京都のみならず日本が世界の注目を集めるオリンピック・パラリンピックにあたって、国際的に常識となりつつある受動喫煙を避けるための有効な手段をとらないことは、イメージダウンになり、大きな損失になりかねません。

喫煙者の権利も守り、飲食店などの実情も考慮しつつ、受動喫煙防止を積極的に進める対策が早急に必要です。

したがって、あきる野市議会は地方自治法第99条の規定により、東京都及び東京都議会に対し、受動喫煙防止条例の早期制定を求め、意見書を提出する。

平成28年9月21日

東京都あきる野市議会

提出先

東京都知事

東京都議会議長